

4. トラブルとその対応事例

4－1. 発生が想定される軽微なトラブル事例

事象分類別（C. 機器動作不良）

3-41. エンドピース水洗浄槽水圧ユニット内電磁弁の作動不良																	
事象の概要																	
(1)発生場所：機器		前処理建屋：エンドピース水洗浄槽															
(2)設備の概要		せん断処理により発生するエンドピース（燃料集合体上端部、下端部の切断片で、燃料を含まない金属片）を洗浄する装置。エンドピースは硝酸で洗浄した後、更に水で洗浄し、最終的に専用の容器に収納する。															
(3)発生の状況		エンドピース水洗浄槽の運転中															
(4)概要		水圧ユニット内の電磁弁の作動不良が発生し、洗浄槽内のバスケットが作動停止。 ＊エンドピース酸洗浄槽においても同事象の発生が予想される。															
(5)原因		運転を継続する中で偶発的に発生する電磁弁の固着。															
事象による影響																	
(1)工場外への影響		工場外への影響は生じない。 放射性物質を除去するフィルタ等を有する前処理建屋の建屋換気設備が稼働しているセル内での事象およびそれに伴う復旧作業であり、放射性物質の放出等、工場外への影響は生じない。 なお、本事象は放射性物質の漏えいを伴うものではない。															
(2)安全性への影響		安全上の問題は生じない。 水圧ユニット内電磁弁の固着によりエンドピース水洗浄槽のバスケットの昇降が停止することにより、せん断も停止するため、これ以上事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。															
(3)作業員への影響		作業員への影響は生じない。 電磁弁固着の解除作業は、セル外で定められた放射線管理計画書に従って作業を進めることにより、放射線による作業員への影響は生じない。															
(4)他工程への影響		上流、下流の工程の運転に影響が生じる。 エンドピース水洗浄槽の停止に伴い、せん断機、溶解槽等の工程の運転に影響が生じる。さらに下流の分離建屋以降の工程は、前処理建屋下流に設置されている一時的な貯留槽(計量後中間貯槽)の残液量で運転継続の可否を判断する。															
対応の概要		1.バスケットが降下したエンドピース水洗浄槽の系列のせん断機を停止する。 2.定められた保修作業手順に従って対策を施しバスケットの復旧を行う。 3.作動確認を行い、定められた操作手順に従い、運転を再開する。															
公表区分		毎月集約して月 1 回公表（ホームページへ掲載）															
連絡区分*		<table><tr><th colspan="3">トラブル情報</th><th colspan="3">運転情報</th></tr><tr><td>A 情報</td><td>B 情報</td><td>C 情報</td><td>ごく軽度な機器故障</td><td>清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</td><td>不適合等</td></tr></table>				トラブル情報			運転情報			A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等
トラブル情報			運転情報														
A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等												

＊：『A情報』：安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』：事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、『C情報』：A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象

事象概要

